

# 身体的拘束等適正化のための指針

## 1. 目的

本指針は、当事業所における身体拘束等の適正化を図り、利用児（以下「児童」）の尊厳と主体性を尊重しながら、安全で質の高い支援を提供することを目的とします。身体拘束等は児童の活動の自由を制限し、尊厳ある生活を阻む行為であることを踏まえ、当事業所は身体拘束等の廃止に向けて組織的に取り組みます。

## 2. 身体拘束等の定義

### (1) 身体拘束等

身体拘束等とは、本人の意思に反して身体の自由を制限する行為（身体を押さえる、移動を妨げる、閉じ込める等）をいいます。

### (2) 行動制限

行動制限とは、身体拘束に至らない場合であっても、本人の行動の自由を実質的に制限する対応をいいます。

当事業所では、身体拘束等に該当する行為だけでなく、行動制限に当たる可能性がある支援についても、児童の尊厳と安全を最優先にし、必要性を慎重に検討しながら適正化に努めます。

## 3. 基本的な考え方（身体拘束等を行わない支援の徹底）

身体拘束等は児童の尊厳を損なう行為であることから、当事業所は拘束を安易に正当化せず、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束等をしない支援を実施するため、日常的に以下の事項を徹底します。

1. 児童主体の行動を尊重し、尊厳の確保に努めます。
2. 言葉や具体的支援により、児童の精神的自由を妨げないように努めます。
3. 児童の気持ちや思いを汲み取り、児童の意向に沿ったサービス提供と丁寧な対応に努めます。
4. 安全確保の観点からも、児童の自由を安易に妨げる行動は行いません。
5. 「やむを得ない」として拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返り、児童が主体的に過ごせるよう努めます。

## 4. 重要事項（身体拘束等の原則禁止）

当事業所は、サービス提供にあたり、児童本人又は他の児童等の生命又は身体を保護するためにやむを得ない場合を除き、行動制限その他の児童の行動を制限する行為を行いません。

### 〈根拠となる法律〉

- 児童虐待防止法
- 障害者虐待防止法

## 5. やむを得ず身体拘束等を行う場合の3要件

身体拘束等を行わない支援が原則です。ただし例外的に、以下の3要件をすべて満たす場合に限り、必要最低限の身体拘束等を行うことがあります。判断は必ず組織的かつ慎重に行います。

1. **切迫性**：児童本人又は他の児童等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
2. **非代替性**：身体拘束等以外に代替する方法がないこと。
3. **一時性**：身体拘束等が一時的であること。

## 6. 緊急時の対応手順（フロー）

緊急事態が生じた場合、職員が単独で判断せず、以下の手順に沿って組織的に対応します。

- ① 代替手段（環境調整、距離確保、声かけ、クールダウン等）を優先します。
- ② それでも危険が高い場合、切迫性・非代替性・一時性の3要件を確認します。
- ③ やむを得ず実施する場合は最小限・最短時間とし、状態観察を継続します。
- ④ 終了後、速やかに記録し、家族へ説明します。
- ⑤ 身体拘束適正化検討委員会（虐待防止等委員会内）にて再検討し、再発防止策を立案します。

## 7. やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き

### （1）組織的な検討

管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員等で十分に検討し、身体拘束等の態様及び時間、緊急かつやむを得ない理由を整理します。必要に応じて個別支援計画書へ記載します。

### （2）本人・家族への説明と同意

身体拘束等を行う場合は、内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を説明し、理解が得られるよう努めます。

※突発的なケースや頻度が少ないケース等は、状況に応じて事後速やかに説明を行い、確認を得ます。

### （3）行政への相談・報告

状況に応じて、区市町村の障害者虐待防止センター等、行政へ相談・報告し、身体拘束等も含めた支援について理解を得るようにします。

### （4）必要事項の記録

身体拘束等を行った場合は、必要事項を必ず記録し、検証可能な形で保管します。

## 8. 記録の必須項目

やむを得ず身体拘束等を行った場合は、事後の検証と再発防止に資するよう、以下の項目を漏れなく記録します。

- 開始／終了時刻
- 場所
- 実施者
- 対象行為（身体拘束等の態様）
- 代替手段の内容（実施した支援と結果）
- 家族説明（日時・同意の有無）
- 解除判断（解除の理由・判断者）

※記録は当事業所で5年間保管します。

## 9. 当事業所において、やむを得ず一時性の身体拘束等を行う可能性がある項目

当事業所では、以下の状況において、児童本人または他者の安全確保のために、やむを得ず一時的に身体拘束等を行う可能性があります（いずれも最小限・最短時間とします）。

- 自傷、他害行為があった場合、又はそれを抑制する場合（身体を抑える等）
- 屋外移動時における交通事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える等）
- 屋内活動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える等）
- 飲食、排尿、排便の介助時（身体を抑える等）
- 被服や身の回りの物の着脱時（身体を抑える等）
- 手洗い、うがい、手指消毒等（身体を抑える等）
- クールダウンのための別室静養時（行動制限に該当し得る対応）

## 10. 個室静養（別室）運用

クールダウン等を目的とした個室静養は、児童の安全確保を目的とし、**原則として施錠等により退出の自由を奪いません**。職員は状態観察を行い、退出の意思確認と安全確認を継続し、必要性がなくなり次第速やかに終了します。

個室静養が行動制限に該当する可能性があることを踏まえ、代替手段の検討、時間の最小化、記録の徹底を行い、適正な運用に努めます。

## 11. 身体拘束適正化に向けた組織体制

### (1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

当事業所は、身体拘束適正化検討委員会（虐待防止等委員会内）を設置します。

#### 【設置目的】

- 事業所内における身体拘束等の現状把握及び改善の検討
- 身体拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続きの確認
- 実施した場合の解除の検討
- 身体拘束等に関する職員への指導・周知

### (2) 委員会の構成

- 委員会責任者：管理者
- 身体拘束対応策担当責任者：児童発達支援管理責任者
- 委員：児童指導員 等

### (3) 開催頻度

委員会は年1回以上開催し、必要に応じて随時開催します。緊急な事態（数時間以内に身体拘束等を要する場合等）は、職員より児童発達支援管理責任者及び管理者へ速やかに報告し、対応後に委員会で再検討します。

## 12. カンファレンス（事例検討）・再発防止

やむを得ず身体拘束等を行った場合、委員会を中心に以下を検討・確認します。

- 3要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たしていたか

- 代替手段の検討と実施状況
- 方法・場所・時間帯・期間が最小限であったか
- 解除判断が適切であったか
- 再発防止策（環境調整、支援方法、職員配置、声かけ、危険予測等）の立案と実施

### 13. 本人・家族への説明

身体拘束等の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を説明し、理解が得られるように努めます。  
同意期限を終え、なお必要とする場合は、事前に状態と方向性を説明し、同意を得た上で実施します。

### 14. 身体拘束等の解除

記録と再検討の結果、身体拘束等を継続する必要がなくなった場合は、速やかに解除します。  
なお、試行的に中止して必要性を確認する場合や、数日以内に同様の状況が再発し同様の対応が必要となった場合は、本人・家族への説明と了承を得たうえで、状況に応じた適切な手続きを行います。

### 15. 職員研修

当事業所は、身体拘束等の適正化のため、職員に対して定期的に研修を実施します。研修内容（法令、3要件、代替手段、記録、事例検討等）および実施記録を作成し、適切に保管します。

### 16. 指針の閲覧・公表

本指針は、求めに応じて事業所内でいつでも閲覧できるようにするとともに、ホームページ等に公表し、利用者及び家族が自由に閲覧できるようにします。本指針は、令和4年9月1日より施行します。

### 17. 見直し

本指針は、法令・制度改正、事例発生、委員会での検討結果等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。